

島根県肝炎等精密検査費用助成事業実施要綱

1 目的

精密検査未受診者の解消を図るため、B型及びC型肝炎ウイルス検査における陽性者に対して精密検査（初回精密検査及び定期検査をいう。以下同じ。）受診費用を助成することにより、早期の適切な治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

2 実施主体

島根県

3 助成対象となる検査

ア 初回精密検査

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて受ける精密検査

イ 定期検査

肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察も含む）が定期的に受ける検査

4 助成対象者

この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、島根県内に住所を有する者とする。

ア 初回精密検査

対象者は以下のいずれかに該当する者で、過去に本事業による精密検査の費用助成を受けたことがない者とする。

- 1) 島根県及び島根県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市（以下「保健所設置市」という。）が「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき行う肝炎ウイルス検査若しくは島根県内の市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
 - a. 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - b. 1年以内に「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき行う肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
 - c. 島根県または島根県内の保健所設置市若しくは島根県内の市町村が実施するフォローアップに同意した者
- 2) 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
 - a. 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

- b. 1年以内に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
 - c. 島根県または島根県内の保健所設置市若しくは島根県内の市町村が実施するフォローアップに同意した者
- 3) 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
- a. 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - b. 原則1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。
 - c. 島根県または島根県内の保健所設置市若しくは島根県内の市町村が実施するフォローアップに同意した者
- 4) 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者
- a. 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - b. 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。
 - c. 島根県または島根県内の保健所設置市若しくは島根県内の市町村が実施するフォローアップに同意した者

イ 定期検査

対象者は以下の全ての要件に該当する者で、定期検査を受けてから1年以内に保健所に申請するものとする。

- 1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 2) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察者を含む）
- 3) 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- 4) 以下のいずれかが実施するフォローアップに同意した者
 - a. 島根県または島根県内の保健所設置市
 - b. 島根県内の市町村
- 5) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

5 助成の対象費用

対象者が島根県肝炎等精密検査実施医療機関（以下「精密検査実施医療機関」という。）を受診した際の、下記の対象項目に係る自己負担額の合計額（以下「助成対象額」という。）を交付する。なお、医療保険各法の保険適用外のものには以下に記載の項目でも対象とならない。

検査は、全ての検査を同じ日に受けることを原則とするが、やむを得ない理由があり、一連の検査とみなすことが出来る場合は、検査が複数日にまたがっても助成対象とする。

ただし、定期検査費用助成の場合は、1回につき、助成対象額から別表に定める自己負担限度額を控除した額とする。

ア 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

1) 血液検査

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

2) 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

イ 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができ、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

しかしながら、手術前検査等施術に関連した検査は、上記の検査であっても助成対象外となる。

6 助成回数

ア 初回精密検査

1回

イ 定期検査

年度2回（アの検査を含む）

7 精密検査実施医療機関

対象者は、精密検査実施医療機関で精密検査を受診することとする。

ただし、対象者が県外において精密検査を受診する場合は、県外の肝疾患専門医療

機関で精密検査を受診しても差し支えない。

8 精密検査の実施

本事業により助成を受けようとする者は、事前にその旨を精密検査実施医療機関へ申し込むこととする。また、事前若しくは検査当日に肝炎等精密検査申込書（以下「申込書」という。）（様式１）に必要事項を記載し、精密検査実施医療機関へ提出する。

精密検査実施医療機関は、申込書（様式１）の確認欄を確認したうえで精密検査を実施する。

9 検査費用の請求（申請書等の提出）

対象者は、精密検査を受診後、次に掲げる書類を、持参又は郵送により、対象者の居住地を所管する保健所（以下「所管保健所長」という。）を経由して知事へ提出する。

ア 初回精密検査

ａ．４のアの１）に該当の検査で陽性と判定された者

肝炎等精密検査費用助成金申請書（以下「申請書」という。）（様式２－１）に、以下を添付すること。なお、添付書類はいずれも写しでも可とする。

- １）当該精密検査に係る医療機関の領収書（自己負担割合が分かるものでレシートは不可とする）
- ２）診療明細書（検査項目、その点数の分かるもの）
- ３）肝炎ウイルス検査の結果通知書又は検査結果（島根県及び島根県内の保健所設置市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診に係るもの）
- ４）肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（４のアの１）のｃに該当するフォローアップ事業の様式に限る。）
- ５）助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等で口座番号、カナ氏名の記載のあるもの）

ｂ．４のアの２）に該当の検査で陽性と判定された者

申請書（様式２－１）に、以下を添付すること。なお、添付書類は５）以外写しでも可とする。

- １）当該精密検査に係る医療機関の領収書（自己負担割合が分かるものでレシートは不可とする）
- ２）診療明細書（検査項目、その点数の分かるもの）
- ３）肝炎ウイルス検査の結果通知書又は検査結果（職域検査の肝炎ウイルス検査に係るもの）
- ４）職域検査受検証明書（対象者が保有している場合に限る。）
- ５）対象者の記載がある住民票（原本）
- ６）肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（４のアの２）のｃに該当するフォローアップ事業の様式に限る。）

- 7) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等で口座番号、カナ氏名の記載のあるもの）

なお、県は、対象者からの請求において、上記4) 職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意がある場合に限り、様式7により医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

c. 4のアの3) に該当の検査で陽性と判定された者

申請書（様式2-1）に、以下を添付すること。なお、添付書類はいずれも写しでも可とする。

- 1) 当該精密検査に係る医療機関の領収書（自己負担割合が分かるものでレシートは不可とする）
- 2) 診療明細書（検査項目、その点数の分かるもの）
- 3) 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページ（母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書）
- 4) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（4のアの3) のcに該当するフォローアップ事業の様式に限る。）
- 5) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等で口座番号、カナ氏名の記載のあるもの）

d. 4のアの4) に該当の検査で陽性と判定された者

申請書（様式2-1）に、以下を添付すること。なお、添付書類はいずれも写しでも可とする。

- 1) 当該精密検査に係る医療機関の領収書（自己負担割合が分かるものでレシートは不可とする）
- 2) 診療明細書（検査項目、その点数の分かるもの）
- 3) 肝炎ウイルス検査の結果通知書又は検査結果（手術前の肝炎ウイルス検査に係るもの）
- 4) 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書
- 5) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（4のアの4) のcに該当するフォローアップ事業の様式に限る。）
- 6) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等で口座番号、カナ氏名の記載のあるもの）

イ 定期検査

申請書（様式2-2）に、以下を添付すること。なお、添付書類は3) 及び4) 以外写しでも可とする。

- 1) 当該精密検査に係る医療機関の領収書（自己負担割合が分かるものでレシートは不可とする）
- 2) 診療明細書（検査項目、その点数の分かるもの）

3) 対象者及び対象者と同一世帯に属する全員の記載のある住民票（原本）

4) 上記3) に定める住民票上の世帯全員（以下、世帯構成員とする。）の記載がある住民税非課税証明書又は市町村民税（所得割）の課税年額を証する書類（原本）

1 ～ 5 月に申請する場合は、当該申請月の属する年の前年度分
6 ～ 12 月に申請する場合は、当該申請月の属する現年度分

ただし、申請者とその配偶者と相互に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外に限る）については、市町村民税合算対象除外希望申請書（様式 4）の提出により、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することができる。

5) 精密検査実施医療機関の医師が記載した診断書（様式 3）

6) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書（4 のイの 4）に該当するフォローアップ事業の様式に限る。）

7) 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等で口座番号、カナ氏名の記載のあるもの）

なお、対象者は申請の際、以下の要件に該当する場合は、次の a ～ e に掲げる書類を省略することができる。

a 世帯構成員の住民票、世帯構成員の住民税非課税証明書又は課税等証明書等、市町村民税額合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に知事へ提出した書類と同等の内容である場合。なお、いずれも同一年度内で当県知事に対し行われる場合とする。

(a) 1 回目の定期検査費用助成を受けた場合

(b) 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

(c) 初回精密検査において、世帯構成員の記載がある住民票を提出し、助成を受けた場合

b 世帯構成員の中で義務教育終了前にある者に係る住民税非課税証明書又は課税等証明書等、市町村民税額合算対象除外希望申請書

世帯構成員の中で義務教育終了前にある者がいる場合

c 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。なお、(a)、(b)については慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。

(a) 以前に知事から定期検査費用の支払いを受けた場合

(b) 1 年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合

(c) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合

d 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書

初回精密検査の費用助成を受けた者又は以前に定期検査の費用助成を受けたことがある者

- e 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類

以前に初回又は定期検査費用、肝炎治療特別促進事業により、県で登録済みの口座と同一の口座を指定する場合

10 助成決定等

知事は、所管保健所長を経由して申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定する。

助成が承認された場合は指定口座への振込を行い、これにより承認の通知に代えることとする。

また、初回精密検査における職域の肝炎ウイルスを受けた場合の助成において、職域の肝炎ウイルスを受けたことが確認できなかった場合は、助成を行わず、様式8により所管保健所長を経由し、申請者へ通知することとする。

なお、定期検査費用の助成において、控除した額が零円以下であった場合は、助成を行わず、その旨を所管保健所長宛て通知することとする。

不承認の場合は、所管保健所長を経由し、理由を付してその旨を申請者へ通知することとする。

11 個人情報の取扱い

助成事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

附則 この要綱は、平成27年2月2日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成30年5月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和元年6月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和2年9月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和3年9月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年1月16日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額（１回につき）	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者	2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円

※ 1 甲又は乙に該当するかどうかについては、提出された課税証明書等により確認を行うものとする。

なお、該当しない場合は、助成を行わないものとする。

※ 2 (a) 平成 2 4 年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日健発 1 2 2 1 第 8 号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

(b) 平成 3 0 年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）第 1 条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6 %）により算定を行うものとする。

(c) 平成 3 0 年 9 月から令和 2 年 1 2 月までの期間に実施された定期検査における市町村民税課税年額の算定に当たっては、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第 1 2 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第 1 1 号イに定める寡婦又は同項第 1 2 号に定める寡夫とみなして、同法第 2 9 5 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第 3 項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。